

離職され雇用保険の受給手続きにハローワークへ来所されるみなさまへ

(ハローワーク磐田からご協力のお願い)

コロナ禍において、少しでも事務所内での密状態を避け、手続きに係る時間短縮のため、以下のご協力をお願い申し上げます。

●雇用保険の受給手続き（受給資格決定）は、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の 8 時 30 分～17 時 15 分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16 時前までのご来所をお勧めさせていただきます。

●雇用保険の失業給付の受給をするためには、働く意思と能力の確認をさせていただき、必ず、求職申込み（ハローワークへ職業を求めるための登録手続き）が必要となります。

そのため、自宅において仮登録を行っていただくと手続きの時間が短縮できますのでお勧めします。

(仮登録の方法)

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/event/2017event/3001192.html

●健康保険の切り替えや扶養申請等で「離職票ー 1 及び 2」が必要となる可能性がある方は、ハローワークに提出する前に、事前にコピーを取っておくことをお勧めします。

(原則、ハローワークへ提出された書類の返却は出来ませんのでご承知ください。)